★★★ <第37回知的財産翻訳検定試験【第18回英文和訳】> ★★★ ≪ 1 級課題 -機械工学-≫

【間1】

電気や水素技術の車両に使用される我が空気流発電装置は、車両が前進している間、直流エネルギーの絶え間ない供給を外部から提供する。電池や燃料セルを補ったり充電したりするための追加的な燃料の使用を削減または廃絶するという、本発明が解消する問題に取り組んだ先行技術は無い。

外部エネルギー源なき永久運動などないし、少ないエネルギーから多くのエネルギーを得る術もない。よって、電気や水素技術の車両が動くには、消費者のニーズに満足に応えられるだけの距離を車両が走行できるレベルを維持できるように、電池や燃料セルに十分な充電等をしなければならない。現在の電池や燃料セルは、頻繁に充電等をすることなしに長距離走行を可能にするだけの充電を維持することができない。GM 社の最も称賛された電気車両のひとつ、シボレー・ボルトは走行可能距離が最長で400マイルだが、電池のエネルギーのみでの走行距離はそのうちの53マイルに過ぎない。そうなると、ボルトは厳密には電気車両ではなく、走行距離を伸ばすための電装品を備えた通常車両ということになってしまう。

走行中の車両には、風、環境による摩擦、道路摩擦、そして車両自身の稼動部品の抵抗に至るまで、様々な力が作用する。このような条件では、外部のエネルギー源からのエネルギーで電池や燃料セルを充電等することなしには車両を走行させることが不可能になっている。電気や水素技術の車両に使用した場合、本空気流発電装置は、そのタービンで空気流が運動エネルギーに変換され、これがさらにタービンにより駆動される発電機を通して電気エネルギー、そして直流電流へと変換されることによって、タービンを流れる空気を用いて充電等に必要な外部エネルギーを提供する。空気流により、車両が前進している間は電池や燃料セルの充電等のために無限かつ継続的な電力源が提供される。

- ・"therefore for an electric or hydrogen technology vehicle to move;" のセミコロンの位置は"therefore"の前が正しいと思われるため、そのように理解して翻訳しました。
- •"not technically <u>and</u> electric vehicle" とあるのは、"not technically <u>an</u> electric vehicle" の誤記と思われるため、修正翻訳しました。
- ・"provides de needed" とあるのは、"provides the needed" の誤記と思われる ため、修正翻訳しました。

【間2】

図1に本発明の一実施形態に係る折りたたみ式コンテナが組み立てられた状態 を示す。図1に図示するように、この折りたたみ式コンテナ(100)は、基 部(10)、第1端部パネル(1)、第1側部パネル(2)、第2側部パネル(3)、 及び第2端部パネル(4)を含む。第1端部パネル(1)は、蝶番機構(例え ば、第1端部パネル(1)の下縁で基部(10)に直接取り付けられる、一組 のパネル蝶番(8A))を介して基部(10)に蝶着されている。第2端部パネ ル(4)も、蝶番機構(図示せず)を介して基部(10)に蝶着されている。 第1側部パネル(2)は、蝶番機構(例えば、基部(10)から3インチ程度 上方に位置する下部蝶番(8C))を介して基部(10)に蝶着されている。第 1側部パネル(2)はさらに、第1側部パネル(2)の中間点に沿って配置さ れた蝶番機構(例えば、蝶番(8B))を含んでおり、これにより第1側部パネ ル(2)が半分に折りたためる(すなわち、第1側部パネル(2)は二つ折り パネル)。第1側部パネル(2)と同様、第2側部パネル(3)も、蝶番機構(図 示せず)を介して基部(10)に蝶着されている。第2側部パネル(3)もまた、 第2側部パネル(3)の中間点に沿って配置された蝶番機構(図示せず)を含 んでおり、これにより第2側部パネル(3)が半分に折りたためる(すなわち、 第2側部パネル(3)も二つ折りパネル)。

- ・符号"SA"は、図1から"8A"の誤記と思われたため、修正して記載しました。符号"SC"も同様です。
- ・原文の"hi-folding"は"bi-folding"の誤記と思われたため、修正して翻訳しました。

【間3】

【請求項1】

膝の障害を治療するための装置であって、介入のために標的組織と係合する 膝関節に近接して大腿骨に取り付けられるように構成されたプロテーゼ(600)を備え、前記標的組織は、膝の少なくとも1つの横方向に配置された結合 組織を含み、前記プロテーゼが、

前記大腿骨の外側部位上の固定部位における前記大腿骨の表面と嵌合して取付けられるように構成された固定部(612)と、

前記固定部分(612)に対して内側および前方に配置され、大腿四頭筋腱を変位させるように構成および寸法決めされた第1の変位部分(614)と、 腸脛靭帯に係合し、かつ横方向に変位するように構成および寸法決めされた 凸状外面を有する前記固定部分に対して遠位に配置された第2の変位部分(624)と、

前記固定部と前記<u>複数の</u>変位部との間の一般的なY字形状を有するスパン部 (616)であって、前記第1の変位部分(614)に対して内側および前方に斜めに延びる前記スパン部の一方のアームと、前記固定部位と前記標的組織との間に延在する選択組織を回避しつつ、前記腸脛靭帯に対する前記第2の変位部分(624)の側方変位のために前記第2の変位部分(624)を位置決めするために、前記固定部位から側方および遠位に延在するように構成および寸法決めされている前記スパン部の他方のアームとを有するスパン部(616)と、を備える装置。

コメント: 「a general Y-shape between the fixation portion and said displacement portions」は、「said displacement portions」を「前記 複数の変位部」と訳してY字形状との関係を明確化しました。